

大阪府指定養育医療機関取扱要綱

(趣 旨)

第1条 指定養育医療機関の取扱については、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、本要綱の定めるところによるものとする。

(指定の基準)

第2条 法第20条第5項に規定する病院又は診療所に対して行う指定は、次の各号に掲げる基準に適合する医療機関について行うものとする。

- (1) 産科又は小児科を標ぼうしていること。
- (2) 独立した未熟児（疾病新生児を含む。以下同じ。）用の病室を有すること。
- (3) 保育器、酸素吸入装置、その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。
- (4) 血清ビルビリリン、血液ガス、その他未熟児養育医療に必要な諸検査が出来る設備を有すること。
- (5) 未熟児養育に習熟した医師並びに助産師又は看護師を常時適當数有すること。
- (6) 未熟児は特に移送中の看護に留意する必要があるので、できる限り救急自動車又は乗用車並びに移送用保育器及び酸素吸入装置の設備を有し、収容未熟児の移送を担当することができるものであること。

(指定の申請)

第3条 規則第10条の規定による申請をしようとする者は、病院又は診療所の開設者にあつては養育医療機関指定申請書（病院・診療所用）（様式第1号）、薬局にあつては養育医療機関指定申請書（薬局用）（様式第2）により、知事に提出するものとする。

(届 出)

第4条 規則第12条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による届出をする指定養育医療機関の開設者は、養育医療機関指定申請内容変更届（様式第3号）、指定養育医療機関休止（再開）届（様式第4号）及び指定養育医療機関の医療（薬機）法による被処分届（様式第5号）により、知事に届け出るものとする。

(指定の辞退)

第5条 規則第13条の規定による届出は、指定養育医療機関指定辞退届（様式第6号）により、知事に行うものとする。

第6条 削除

(公 告)

第7条 知事は、次の各号に掲げることについて公告するものとする。

- (1) 指定養育医療機関を指定したとき。
- (2) 指定養育医療機関の名称及び所在地が変更されたとき。
- (3) 指定養育医療機関が指定の辞退をしたとき。
- (4) 指定養育医療機関の指定を取り消したとき。

2 前項の各号による公告は様式第8号、第9号、第10号、第11号により行うものとする。

(報 告)

第8条 知事は、必要に応じ指定養育医療機関の開設者に対し、指定養育医療機関状況報告書(様式第12号)により状況報告を求めることができるものとする。

附 則

1 本要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

(要綱の廃止)

2 大阪府未熟児養育医療事務取扱要綱(昭和48年10月1日)は、昭和55年3月31日限り廃止する。

(経過措置)

3 本要綱の実施の際現に指定されている医療機関については、第2条に掲げる指定基準に適合し、第3条の規定による申請の手続きがなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和62年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

養育医療機関指定申請書（病院・診療所）

年 月 日

大阪府知事 様

開設者住所
氏名又は名称

母子保健法第 20 条第 5 項の規定による指定養育医療機関の指定を受けたいので母子保健法施行規則第 10 条の規定により申請します。

1 病院(診療所)の名称及び所在地		
2 開設者の住所及び氏名又は名称		
3 標ぼうしている診療科名		
4 未熟児の管理体制	(1)未熟児養育医療を主として担当する医師名	
	(2)未熟児養育医療を担当する職員数	医師 名・看護師 名・助産師 名 その他 () 名
	(3) 夜間の緊急体制	○当直体制をとっている。(医師、看護師とも・医師のみ・看護師及び助産師のみ) ○その他 (どのような方法か) ()
	(4) 未熟児網膜症に対する検査体制	○当院で検査可能 ○他に依頼する。(具体的に記入) ()
	(5)極小未熟児に対する看護体制 (出生児体重 1,500g 以下)	具体的に記入
	(6)未熟児養育医療のための収容定員	
	(7)その他	
5 未熟児養育医療に必要な諸設備の概要	(1)未熟児室 m ² (独立している。独立していない。) (2)保育器 閉鎖式 台 (3)酸素吸入装置 台 (4)未熟児用ベッド 床 (5)そ生器 台 (6)酸素分析器 台 (酸素濃度計) (7)血清ビリルビン検査装置 台 (8)血液ガス検査装置 台	
6 移送用自動車	台	

- 添付書類 1 未熟児養育医療を主として担当する医師の医師免許 (写)、履歴書。
2 病院 (診療所) 全体の平面図。
3 未熟児室の平面図。

様式第 2 号

養育医療機関指定申請書（薬局）

年 月 日

大阪府知事 様

開設者住所

氏名又は名称

母子保健法第 20 条第 5 項の規定による指定養育医療機関の指定を受けたいので母子保健法施行規則第 10 条の規定により申請します。

1 薬局の名称及び所在地	名称 所在地
2 開設者の住所及び氏名又は名称	住所 氏名又は名称
3 薬剤師の氏名及び略歴※	
4 調剤のために必要な設備及び施設の概要 〔 薬局等構造設備規則第 1 条第 1 項第 8 号の規定のうち調剤のために必要な設備及び器具を列記し、その保有数を記入する。 薬局及び調剤室の平面図を添付する。〕	

(注) ※略歴については履歴書を添付すること。

様式第3号

養育医療機関指定申請内容変更届

年 月 日

大阪府知事 様

指定養育医療機関

住所

名称

開設者

母子保健法施行規則第12条第1項第1号並びに大阪府指定養育医療機関取扱要綱第4条の規定により養育医療機関指定申請内容の変更を下記のとおり届け出ます。

記

変更内容	変更前	変更後	変更年月日

様式第4号

指定養育医療機関休止（再開）届

年 月 日

大阪府知事 様

指定養育医療機関

住所

名称

開設者

母子保健法施行規則第12条第1項第2号並びに大阪府指定養育医療機関取扱要綱第4条の規定により指定養育医療機関業務の休止（再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止又は再開の年月日（休止の場合は休止予定期間）
- 2 休止又は再開の理由

様式第5号

指定養育医療機関の医療（薬機）法による被処分届

年 月 日

大阪府知事 様

指定養育医療機関

住所

名称

開設者

母子保健法施行規則第12条並びに大阪府指定養育医療機関取扱要綱第4条の規定により、医療法又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に処分を受けたので下記のとおり届け出ます。

記

1 処分該当条項

医療法 第24条 ・ 同第28条 ・ 同第29条

薬機法 第72条第4項 ・ 同第75条第1項 ・ 同第75条の2第1項

2 処分内容

様式第6号

指定養育医療機関指定辞退届

年 月 日

大阪府知事 様

指定養育医療機関

住所

名称

開設者

母子保健法施行規則第13条並びに大阪府指定養育医療機関取扱要綱第5条の規定により指定養育医療機関の指定を辞退したいので下記のとおり届け出ます。

記

1 指定辞退理由

2 指定辞退予告期間

様式第7号 削除

様式第 8 号

大阪府公告第 号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定により、指定養育医療機関を次のとおり指定した。

○年○月○日

大阪府知事 氏 名

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
○○○○	○○市○○町○丁目○番○号	令○. ○. ○

※ 指定年月日順に記載する。

様式第 9 号

大阪府公告第 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、次のとおり指定養育医療機関の {名称・所在地・名称 {又は・及び} 所在地} の変更の届出があった。

○年○月○日

大阪府知事 氏 名

(名称の変更の場合)

名称		所 在 地	変更年月日
変更前	変更後		
○○○○	○○○○	○○市○○町○ 丁目○番○号	令○. ○. ○

(所在地の変更の場合)

名 称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
○○○○	○○市○○町 ○丁目○番○ 号	○○市○○町 ○丁目○番○ 号	令○. ○. ○

(名称及び所在地の変更の場合)

名称及び所在地		変更年月日
変更前	変更後	
○○○○ ○○市○○町○丁目 ○番○号	○○○○ ○○市○○町○丁目 ○番○号	令○. ○. ○

※ 変更年月日順に記載する。

様式第 10 号

大阪府公告第 号

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 7 項において準用する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条第 7 項の規定により、次のとおり指定養育医療機関の指定の辞退があった。

○年○月○日

大阪府知事 氏 名

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	令〇. 〇. 〇

※ 辞退年月日順に記載する。

様式第 1 1 号

大阪府公告第 号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条第8項に該当するので、同項の規定により、次のとおり指定養育医療機関の指定を取り消した。

○年○月○日

大阪府知事 氏 名

名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
○○○○	○○市○○町○丁目○番○号	令○. ○. ○

※ 取消年月日順に記載する。

